

平成29年度 始良市情報公開制度の運用状況

平成30年 3月31日現在

1 公文書の開示の請求件数 11件

2 公文書の開示、一部開示、不開示の決定件数

開示	一部開示	不開示 (うち不存在)	合計
6	4	1 (0)	11

3 開示請求の内容等

請求年月日	請求の内容	決定の内容	担当課	一部又は不開示の理由
29. 4. 6	病児保育事業に関して医療法人こころの陽に対して補助金を交付するに至った全ての資料	開示	子育て支援課	
29. 4. 6	平成27年度～平成28年度の子ども・子育て会議の議事録	開示	子育て支援課	
29. 4. 21	子ども・子育て会議の委員の出席状況がわかる資料（平成27～28年度分）	開示	子育て支援課	
29. 4. 21	始良市が平成26年度～28年度に私立保育所等の施設整備に関する補助金交付決定の資料	開示	子育て支援課	
29. 4. 21	小規模保育所（建昌つばみ保育園とひなたぼっこ保育園）の認可に関する一切の資料	開示	子育て支援課	
29. 7. 14	帖佐第一地区土地区画整理事業に関する文書 ①換地処分通知書すべて ②換地処分通知書発送簿すべて ③使用開始通知書発送簿 ④区画整理内の土地で始良市が購入した土地について土地の地番の変更がわかる文書	一部開示	都市計画課	特定の個人を識別できる個人情報に関する情報を含むため
29. 7. 24	課税業務等のための地番・筆界等の現況図データ	不開示	税務課	他の法令等の規定により、閲覧に供しているため

29.11.8	平成25年1月1日から平成29年4月1日までの期間で退職した全ての職員の履歴書のうち、退職辞令が記載されている部分のみの履歴書 上記期間で退職した全ての職員のうち、平成26年1月2日以降に再任用職員となった者の辞令内容が記載されている履歴書	一部開示	総務課	特定の個人を認識することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため
29.11.8	平成22年第1回定例会に上程した「議案第49号 始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件」に関する起案及び当該議案	一部開示	総務課	個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるため
29.11.9	市道サービスエリア線道路完成後の計画平面図	開示	土木課	
30.3.5	指定介護サービス事業者事故報告書	一部開示	長寿・障害福祉課	個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるため

#### 4 不服申立ての状況

不服申立て件数・・・3件（うち1件は平成28年度に受理）

件数	不服申立ての対する決定内容				
	却下	棄却	審理中	認 容	
				全部	一部
3		3			

#### 5 不服申立ての概要

整理番号	平成28年第10号
不服申立年月日	平成29年3月3日
不服申立てに係る公文書の件名	始良市松原町の土地に関する文書
所管課	農業委員会
原 決 定	平成28年12月8日 一部開示
理 由	特定の個人を識別できる個人情報に関する情報を含むため (始良市情報公開条例第7条第2号に該当)

	当該文書を所有していないため（始良市情報公開条例第11条第2項に該当）
諮問年月日	平成29年4月10日
答申年月日	平成29年9月22日
答申内容	始良市農業委員会会長が、本件審査請求の対象となった公文書について一部開示とした決定は、妥当である。
決定年月日	平成29年10月12日
決定内容	棄却

整理番号	平成28年第12号
不服申立年月日	平成29年4月3日
不服申立てに係る公文書の件名	帖佐第一地区土地区画整理事業に関する文書
所管課	都市計画課
原 決 定	平成29年1月16日 一部開示
理 由	特定の個人を識別できる個人情報に関する情報を含むため（始良市情報公開条例第7条第2号に該当） 当該文書を所有していないため（始良市情報公開条例第11条第2項に該当）
諮問年月日	平成29年4月18日
答申年月日	平成29年9月22日
答申内容	始良市長が、本件審査請求の対象となった公文書について一部開示とした決定は、妥当である。
決定年月日	平成30年11月30日
決定内容	棄却

整理番号	平成29年第6号
不服申立年月日	平成29年10月16日
不服申立てに係る公文書の件名	帖佐第一地区土地区画整理事業に関する文書 ①換地処分通知書すべて ②換地処分通知書発送簿すべて ③使用開始通知書発送簿 ④区画整理内の土地で始良市が購入した土地について土地の地番の変更がわかる文書
所管課	都市計画課
原 決 定	平成28年7月31日 一部開示

理 由	特定の個人を識別できる個人情報に関する情報を含むため (始良市情報公開条例第7条第2号に該当)
諮 問 年 月 日	平成29年11月30日
答 申 年 月 日	平成30年2月19日
答 申 内 容	始良市長が、本件審査請求の対象となった公文書について一部開示とした決定は、妥当である。
決 定 年 月 日	平成30年3月15日
決 定 内 容	棄却